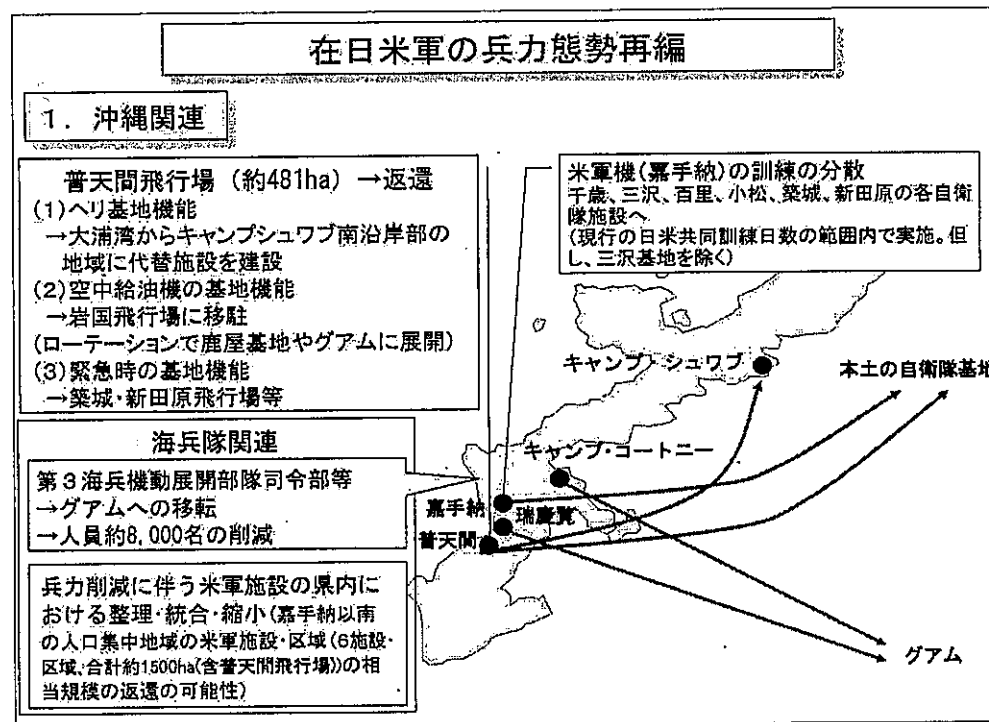
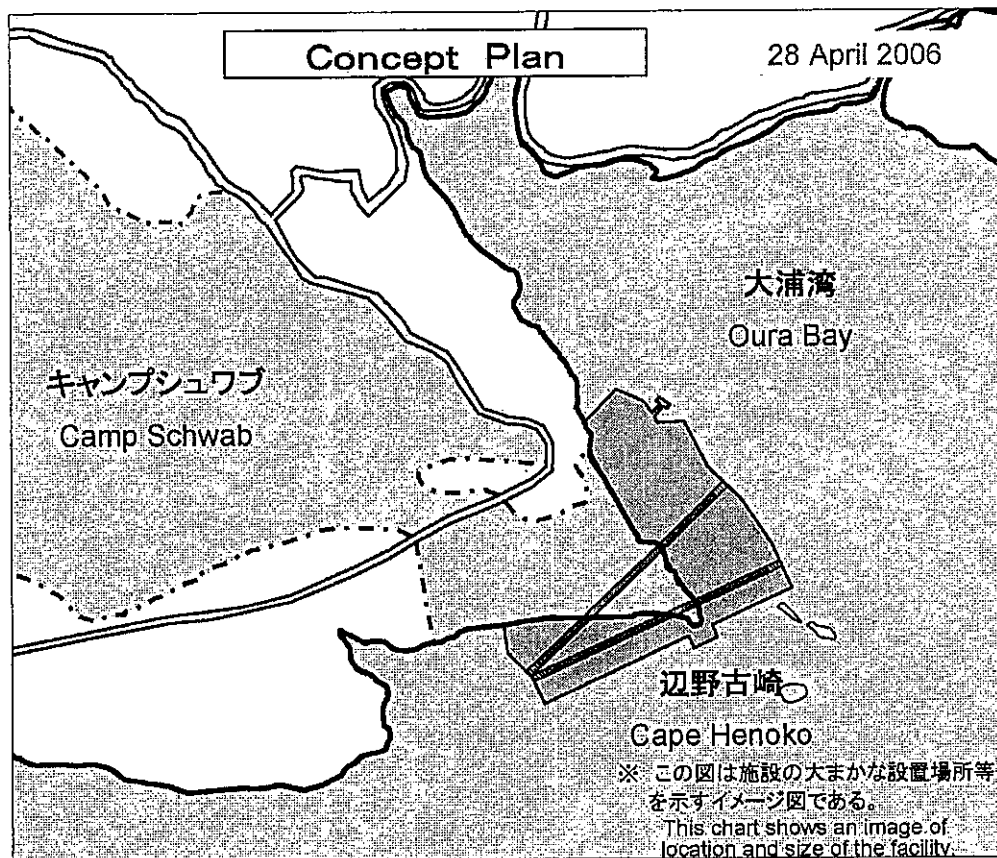


(別 添)

(参 考)



在沖米軍再編に係る基本確認書（平成18年5月11日）

普天間飛行場代替施設については、平成11年12月28日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、政府、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体が協力して普天間飛行場代替施設の基本計画を作成し、その実施に誠実に取り組んできた。このような中で、普天間飛行場に近接した民間地域で、普天間飛行場所属大型ヘリコプターの墜落事故が発生した。一日も早い同飛行場の危険性を除去することが、この問題の当初の目的にかなうものであるとの共通認識から、政府及び沖縄県は、下記の事項について確認する。

記

- 1 政府と沖縄県は、在沖米軍の再編の実施に当たっては、戦後61年の長期にわたる過重な基地負担に苦しんだ沖縄県民の労苦に鑑み、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定に寄与する在日米軍の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立する方向で対応することに合意する。
- 2 防衛庁と沖縄県は、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性一に留意して、対応することに合意する。
- 3 今後、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議するものとする。
- 4 政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。
- 5 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用の改善等、対応を検討する。

平成18年5月11日

防衛庁長官 額賀 福志郎
沖縄県知事 稲嶺 恵一

普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書（平成18年4月7日）

普天間飛行場代替施設については、平成11年12月28日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、政府、沖縄県及び関係地方公共団体が、協力して普天間飛行場代替施設の基本計画を作成し、その実施に取り組んできた。このような中で、普天間飛行場に近接した民間地域で、普天間飛行場所属大型ヘリコプターの墜落事故が発生した。一日も早い同飛行場の移設を実現することが、この問題の当初の目的にかなうものであるとの共通認識から、政府及び名護市は、下記の事項について合意する。政府は、沖縄県及び関係地方公共団体のすべての了解を得ることとする。

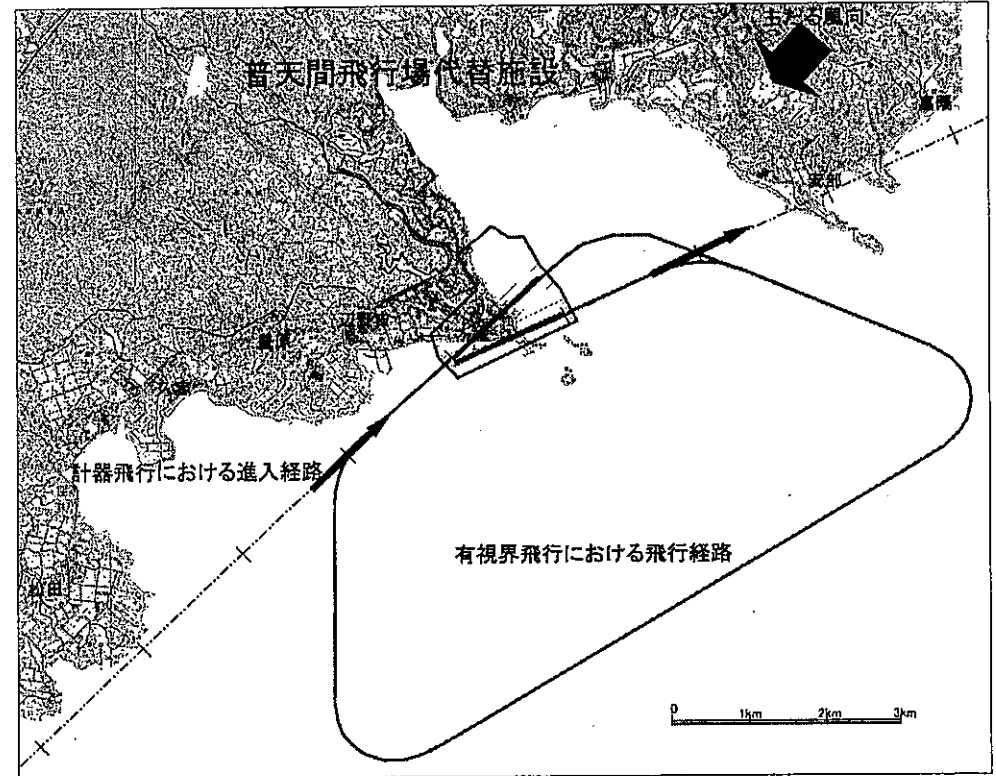
記

- 1 防衛庁と名護市は普天間飛行場代替施設の建設に当たっては、名護市の要求する辺野古地区、豊原地区及び安部地区の上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意する。（別図参照）
- 2 防衛庁と名護市は、普天間飛行場代替施設の建設場所について、平成17年10月29日に日米安全保障協議委員会に於いて承認された政府案を基本に、①周辺住民の生活の安全、②自然環境の保全、③同事業の実行可能性に留意して建設することに合意する。
- 3 今後、防衛庁と沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この合意をもとに、普天間飛行場の代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議し、結論を得ることとする。
- 4 政府は、平成14年7月29日に合意した「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を踏まえ、使用協定を締結するものとする。
- 5 政府は、米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県・名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。

平成18年4月7日

防衛庁長官 額賀福志郎
名護市長 島袋吉和

(別 図)



「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成 11 年 12 月 28 日閣議決定）の概要

I 普天間飛行場代替施設について

軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組む。

1 基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、工法及び具体的建設場所の検討を含めて基本計画を策定。工法及び具体的建設場所については、地元住民の意向を尊重すべく、県及び地元自治体とよく相談し、最善の方法で対処

2 安全・環境対策

(1) 基本方針

地域の住民生活・自然環境に著しい影響を及ぼさない

(2) 代替施設の機能及び規模

SACO最終報告における普天間移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図りつつ、最小限の規模

(3) 環境影響評価の実施等

(4) 代替施設の使用に関する協定の締結

飛行ルート、飛行時間の設定等6項目について、米国政府と協議し、政府と名護市とで協定を締結

(5) 協議機関等の設置

基本計画策定に当たり設置（政府・県・地元自治体で構成）

(6) 実施体制の確立

建設・運用段階でも協議機関等を設置

3 使用期限問題

使用期限については、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識であるが、知事及び名護市長からの要請を重く受け止め、米国政府との話し合いで取り上げ。在沖米軍の兵力構成等の軍事態勢についても協議

4 関連事項

(1) 米軍施設・区域の更なる整理・統合・縮小への取組

(2) 日米地位協定の改善

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

II 地域の振興について

1 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

1 基本認識

2 政策の具体化の方向

空港活用型産業の育成・誘致等、産業の育成・誘致のための条件整備、国際情報特区構想の展開 等

3 振興事業の具体化に当たっての留意事項

基本方針の策定、国・県・地元自治体相互の連携・協力 等

4 振興事業の実現のための枠組みの確保

○ 国・県・地元自治体で構成する協議機関を設置

○ 新たな法制を整備

○ 予算上の特別の配慮等の財源の確保 等

2 沖縄県北部地域の振興

I 現状認識及び政策の基本方向

雇用機会の創出と定住条件の整備を重視

II 政策の具体化の方向

1 活力ある地域経済を目指す産業の振興

観光リゾート産業振興、情報通信関連産業集積促進 等

2 活力ある地域と産業を支える基盤の整備

人材の育成、交通体系及び企業立地基盤の整備 等

III 実現に向けた取組方針

1 当面の課題の実現

12年度中に現行基金を拡充発展させ「北部振興基金」を実現、特別の予算措置の実施 等

2 中長期の取組に向けた枠組みの確保

○ ポスト3次振計の検討の中で沖縄振興新法を検討

○ 予算上の特別の配慮等の財政的な措置

○ 国・県・地元一体となった新たな協議機関の設置 等

注 閣議で官房長官が、関係予算として、総理の指示により12年度100億円を計上、今後当面概ね10年間で1000億円を確保の見通しと表明

3 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

1 跡地利用の促進及び円滑化のための措置

(1) 跡地利用計画の策定・具体化促進に向け調整機関を設置

(2) 「調査・測量」の早期実施、「国有財産の活用」の措置及び「返還実施計画に定める事項」の明示

(3) 大規模駐留軍用地跡地については、国の取組に係る具体的方針の策定及び事業執行主体の業務特例の特例措置

(4) 給付金支給に係る特例措置として、大規模跡地については現行3年を特例措置として延長 等

2 法制の整備

大規模跡地利用促進・給付金支給の措置は、新たな法制整備で対応し、所要の法案を極力早期に提出すべく準備

3 駐留軍従業員の雇用の安定の確保

普天間飛行場の移設・返還問題に係る経緯

- 【平成7年】 9月4日 少女暴行事件発生
- 【平成8年】 4月12日 橋本総理・モンデール米駐日大使共同記者会見（普天間飛行場全面返還を発表）
12月2日 SACO最終報告（普天間飛行場については、代替ヘリポートの建設等を条件として全面返還とされた）
- 【平成9年】 12月21日 海上ヘリポート受入に係る名護市民投票（賛成46.16%、反対53.84%）
12月24日 橋本総理・比嘉市長会談（海上ヘリポートの受入れ及び市長辞任の表明）
- 【平成10年】 2月6日 大田知事が海上ヘリポートの受入拒否を表明
2月8日 名護市長選挙で岸本建男氏が当選
11月15日 沖縄県知事選挙で稲嶺恵一氏が当選
- 【平成11年】 11月22日 稲嶺知事が移設先候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」に決定した旨を表明
12月27日 岸本名護市長が普天間代替施設の受入を表明
12月28日 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決定
- 【平成12年】 8月25日 代替施設協議会を設置
- 【平成14年】 7月29日 第9回代替施設協議会：普天間飛行場代替施設の基本計画案を決定（同日、政府は「普天間飛行場代替施設の基本計画」を決定）
- 【平成15年】 1月28日 代替施設建設協議会を設置（12月19日に第2回を開催）
- 【平成16年】 4月28日 環境影響評価方法書を公告し、縦覧を開始
9月9日 防衛施設庁において、代替施設の護岸を設計するために必要なボーリング調査に着手（H18.3.16. 契約解除）
11月29日 沖縄県知事が環境影響評価方法書に対する意見書を防衛施設庁に提出
- 【平成17年】 10月29日 日米安全保障協議委員会（「2+2」）開催（共同文書「日米同盟：未来のための変革と再編」を公表）
11月11日 「平成17年10月29日に実施された日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」を閣議決定
11月15日 米軍基地再編関係閣僚会合を開催
- 【平成18年】 1月22日 名護市長選挙で、前岸本市長の後継の島袋吉和氏（自・公推薦）が当選
1月31日 米軍基地再編関係閣僚会合を開催（2回目）
4月7日 防衛庁長官と名護市長が、「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」に合意（同日、宜野座村長も合意）
5月1日 日米安全保障協議委員会（「2+2」）開催（共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」を公表）
5月11日 防衛庁長官と沖縄県知事が、「在沖米軍再編に係る基本確認書」に合意
5月30日 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定
8月29日 普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会を設置（12月25日に第2回、平成19年1月19日に第3回を開催）

(5) 関連する地域振興策について

① 北部地域の振興について

ア. 経緯

(ア) 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平11.12.28閣議決定)に基づき、北部地域の振興策への特別の予算措置として、平成12年度予算に100億円(公共事業50億円、非公共事業50億円)を計上。

(イ) 平成12年度以降、当面、概ね10年間で1,000億円の特別の予算措置を確保(平11.12.28官房長官閣議発言)。

(ウ) 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平18.5.30閣議決定)
・「普天間飛行場の移設に係る政府方針」は廃止。
・地域振興については、協議機関を設置して協議し対応。

(エ) 「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」第1回会合(平18.8.29)における小池沖縄担当大臣発言
・「従前の北部振興事業の継続及び確実な実施」との要請については、今後、普天間飛行場の移設に係る協議が円滑に進む状況のもと、政府として真摯に受け止め、着実に実行する方向で対応

イ. 事業の内容

(ア) 事業主体：北部12市町村及び沖縄県等

(イ) 対象事業：雇用機会の創出や定住条件の整備など、北部地域の発展に資する実効性の高い事業

(ウ) 予算措置：内閣府に一括計上し、実施省庁へ移替え等を行って執行

【予算計上の概要】

- 沖縄北部特別振興対策事業費（非公共事業） 50億円
 - ・補助率 9/10、地方負担分は全額地方交付税措置
- 沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費（公共事業） 50億円
 - ・補助率は、各公共事業の沖縄県の嵩上げされた高率の補助率を適用

ウ. 事業実績（平成12年度～平成18年度）

（ア）件数と金額（金額は配分ベースで、国費の額）

非公共事業	97件	約345億円
公共事業	63件	約156億円
計		約501億円

（イ）雇用の創出（直接雇用）

情報通信関連産業	約900名
農林水産業・観光産業等	約300名

（ウ）人口の増加（北部圏域全体） 約3,700名

② 跡地利用の促進について

ア 概要

沖縄本島の各地域には駐留軍用地の跡地、今後返還されることが合意された駐留軍用地が点在している。これらの駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用は、沖縄の将来発展にとって、極めて重要な課題であることから、国、県及び跡地関係市町村の密接な連携の下、駐留軍用地跡地の利用の促進に向けて取り組んでいる。

イ 市町村の跡地利用計画策定等に対する国の支援

○大規模駐留軍用地跡地等利用推進費(平成18年度予算額 220百万円、平成19年度概算決定額 260百万円)

平成13年度以降、普天間飛行場等大規模駐留軍用地跡地の跡地利用計画の策定及びその具体化に資するため、宜野湾市及び沖縄県の取組を支援。15年度からは、新たに大規模跡地以外の整備予定跡地等も対象に追加し、予算額を拡充。

○駐留軍用地跡地利用対策関連経費(平成18年度予算額 60百万円、平成19年度概算決定額 73百万円)

市町村の跡地利用の検討を支援するためのアドバイザーの派遣や跡地カルテの作成等を実施。

(参考) 普天間飛行場の跡地利用については、宜野湾市及び沖縄県が「普天間跡地利用基本方針」を策定(平成18年2月10日)。今後は、この方針を踏まえた跡地利用計画の策定に向けた取組が実施される。